

農山漁村発イノベーション対策 及び 農泊推進対策について

令和5年6月

農林水産省 農村振興局
地域整備課活性化支援班

農山村をいかにマネジメントするか

○国土の利用割合（令和2年）

区分	面積（万ha）	面積割合
総面積	3,780	100%
森林	2,503	66%
農地	437	12%
宅地	197	5%
道路	142	4%
水面・河川・水路	135	4%
原野等	31	1%
その他	334	9%

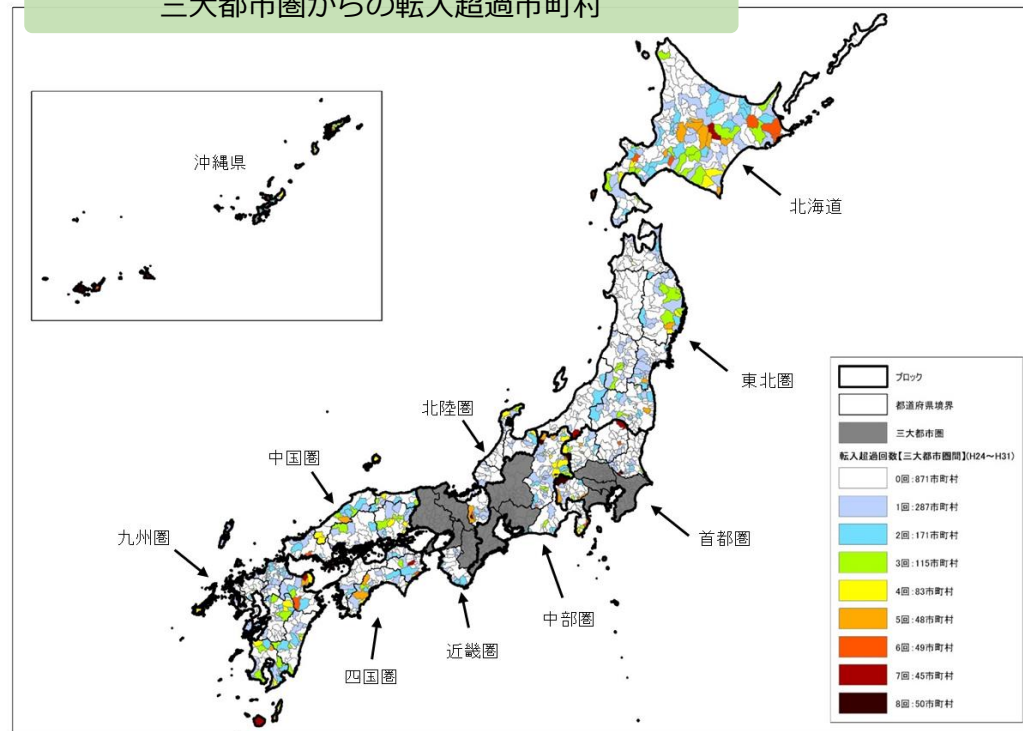
（出典）国土交通省「土地利用現況把握調査」

○中山間地域の位置づけ

区分	全国（A）	中山間地域（B）	割合（B/A）
①人口	1億2,615万人	1,420万人	11%
②総土地面積	3,729万ha	2,412万ha	65%
③耕地面積	437万ha	162万ha	37%
④農業産出額	8兆9,387億円	3兆6,639円	41%

（出典）「2020農林業センサス」等。なお、①の全国人口は令和2年国勢調査。中山間地域人口は平成27年国勢調査。

三大都市圏からの転入超過市町村



（出典）国土審議会計画推進部会 国土の長期展望専門委員会（第13回）資料1-2（国土交通省）、総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告（H24～H31）」を基に作成

- 新型コロナウイルス感染症の影響
- 人口・経済活動の大都市への過度な集中



- テレワーク、兼業・副業等の新しいスタイルの働き方
- 田園回帰による人の流れの加速化
- 農村の持つ価値や魅力の再評価
- 持続的な低密度社会の実現

○災害に強い持続的な国土保全、みどりの食料システム戦略、2050年カーボンニュートラル

「「しごと」「暮らし」「活力」を柱に、デジタル技術を活用しつつ、各施策が連携して好循環を生み出し、心豊かに暮らすことのできる「持続的な低密度社会」が実現されること」

（出典）新しい農村政策の在り方に関する検討会、長期的な土地利用の在り方に関する検討会（令和4年4月）

農山漁村発イノベーションに係る政府方針等

- 農山漁村発イノベーションの推進については、食料・農業・農村基本計画をはじめとして各種の政府方針等において位置づけ。

「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月 閣議決定）

農村を舞台として新たな価値を創出し、所得と雇用機会の確保を図るため、「農村発イノベーション」（活用可能な農村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、これまでにない他分野と組み合わせる取組）が進むよう、農村で活動する起業家等が情報交換を通じてビジネスプランを磨き上げることができるプラットフォームの運営など、多様な人材が農村の地域資源を活用して新たな事業に取り組みやすい環境の整備などにより、現場の創意工夫を促す。

「地方への人の流れを加速化させ持続的低密度社会を実現するための新しい農村政策の構築」

（令和4年4月 新しい農村政策の在り方に関する検討会 長期的な土地利用の在り方に関する検討会 とりまとめ）

（前略） 今後は、地域全体としての所得向上のため、従来の農業者が加工・販売などにも取り組む6次産業化の取組をこれまで以上に加速化するとともに、その考え方を拡張し、農村が有する地域資源を発掘し、その価値を磨き上げた上で、農業以外にも含む他分野と「農村資源×〇〇」の様々な形で組み合わせることや、地域内外の幅広い関係者との新たな連携、関連産業の技術の活用等により、新たな事業・価値の創出や所得向上を図る取組である「農山漁村発イノベーション」を推進し、また、その支援の在り方を多面的に検討することが重要である。

新しい資本主義実行計画「フォローアップ」（令和4年6月 閣議決定）

農山漁村発イノベーションのコーディネーターを派遣して、デジタル技術も活用し、2025年度までにモデル事例を300事例創出する。（後略）

「農林水産業・地域の活力創造プラン」（令和4年6月 農林水産業・地域の活力創造本部決定）

（前略） また、多様な形で農山漁村に関わる者の参入を促進し、農泊、農福連携、ジビエをはじめ、農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した「農山漁村発イノベーション」を推進するなど、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る。

<目標> 農山漁村発イノベーションのモデル事例を2025年度までに300事例創出

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月 閣議決定）

・多様な形で農に関わる経済主体による所得確保手段の多角化が図られるよう、デジタル技術の活用に係る専門人材の派遣・育成等により、「農山漁村発イノベーション」を推進し、優良事例の更なる横展開を図る。（後略）

農山漁村発イノベーションによる雇用・所得の創出

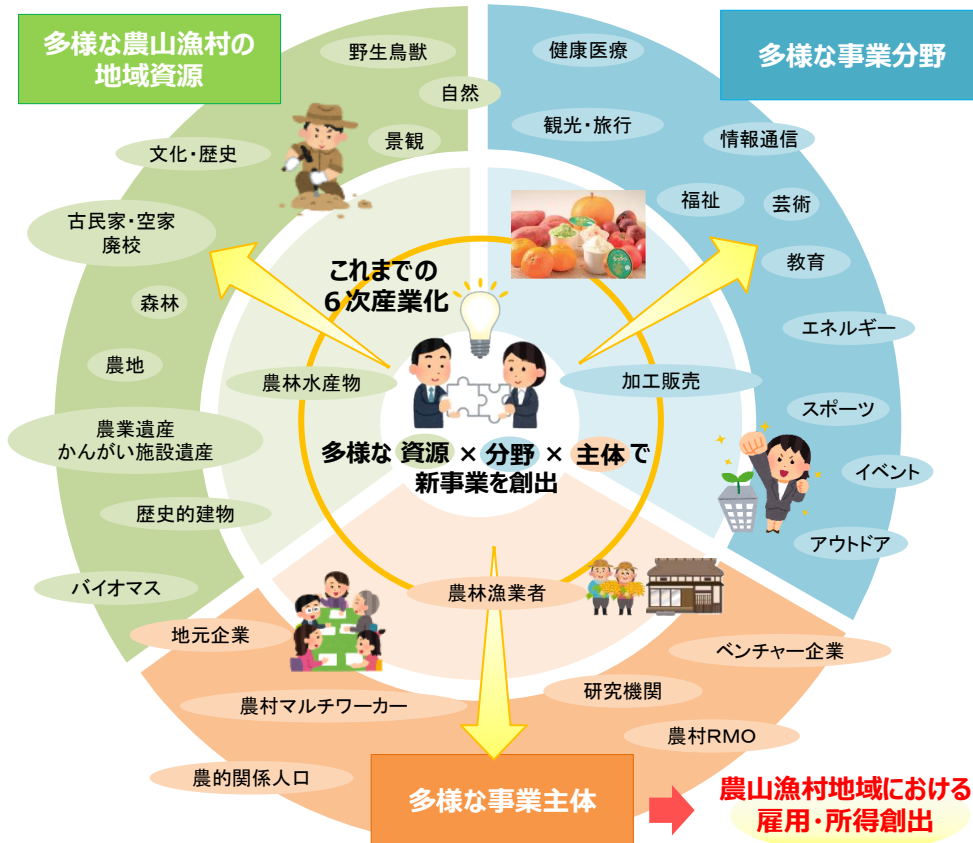
<対策のポイント>

「農山漁村発イノベーション」とは、従来の6次産業化を発展させて、地域の文化・歴史や森林、景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、農林漁業者はもちろん、地元の企業なども含めた多様な主体の参画によって新事業や付加価値の創出を図る取組です。

<事業の全体像>

農山漁村発イノベーション

- 農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した取組を支援
- 他産業起点の取組など他分野との連携を一層促進



農山漁村発イノベーションの事例

「農産物、景観」×「加工販売、観光・旅行」 ×「農林漁業者、地元企業」

タケノコや栗の加工販売に加え、美しい竹林景観を活かして、映画のロケ地や観光商品として活用。（栃木県宇都宮市）



「森林」×「スポーツ」×「ベンチャー企業」

森林をフィールドとしたサバイバルゲーム事業を行うとともに、参加料の一部を森林所有者にも還元。（栃木県壬生町）



「農産物」×「加工販売、観光旅行、教育」 ×「農林漁業者、地元企業」

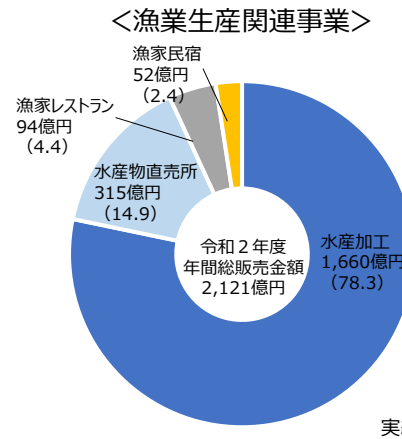
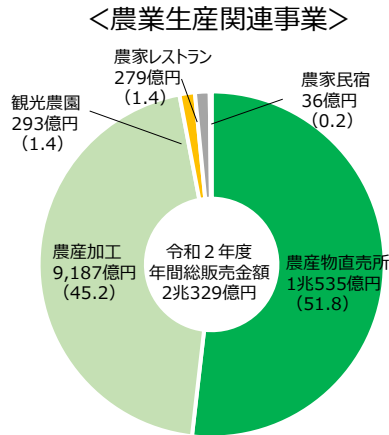
6次産業化による農産加工品の製造・販売のほか、食育体験や収穫体験など豊富なメニューの取組を展開。（長崎県大村市）



農山漁村発イノベーションの市場規模

- 令和2年度の6次産業化総合調査によれば、6次産業化に相当する農業・漁業生産関連事業の年間総販売金額のうち、加工・直売分野が農業生産関連事業では97%、漁業生産関連事業では約93%となっており、直売と加工が大半を占めている。
- 6次産業化の加工・直売の市場規模は、令和2年度が合計2.2兆円となっている。

○ 農業・漁業生産関連事業の年間総販売金額（全国）



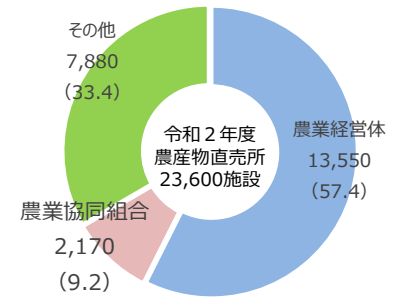
実績値：令和2年度

(参考) 農産物直売所の現状

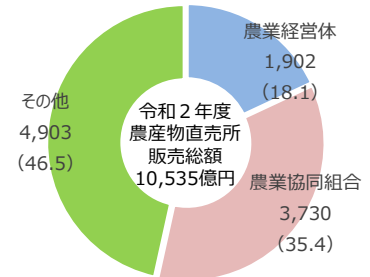
※最も売り上げが大きい項目を抽出

- 直売所は、全国で約24,000カ所、年間総販売額は約1.1兆円。
- 運営主体別販売総額では、直売所全体の57.4%を占める農業経営体の販売総額の割合は18.1%に対し、全体の9.2%である農業協同組合が35.4%。

＜運営主体別の農産物直売所数＞

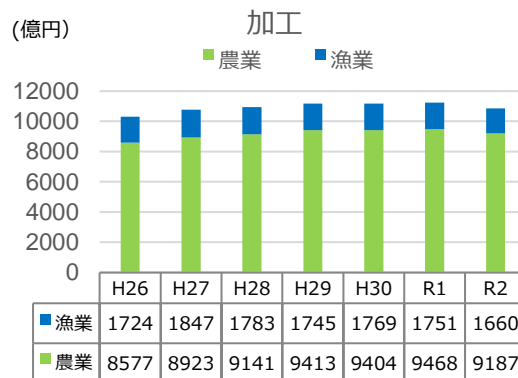
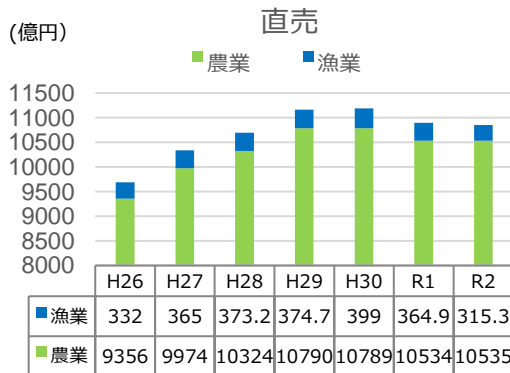


＜運営主体別販売総額（億円）＞



資料：農林水産省統計部「6次産業化総合調査」

○ 6次産業化の市場規模の推移



<対策のポイント>

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。

<事業目標>

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加(100事業体[令和7年度まで]) 等

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業^{※1}

- ① 地域活性化に向けた活動計画策定、関係人口創出、地域づくり人材育成、情報発信等を支援します。
- ② 地域資源を活用した商品開発、デジタル技術の活用に係る専門人材の派遣・育成等を支援します。
- ③ 農泊の実施体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ等の取組を支援します。
- ④ 農福連携の普及啓発、障害者等の農林水産業に係る技術の習得、専門人材の育成等を支援します。

2. 農山漁村発イノベーション整備事業^{※1}

- ① 農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
- ② 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設等の整備を支援します。
- ③ 農福連携の推進に必要な障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援します。

※1 旧 地域活性化対策、旧 農山漁村発イノベーション対策、旧 農泊推進対策、旧 農福連携対策を再編
 ※2 農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能

(関連事業)

農山漁村発イノベーション委託調査事業

農山漁村発イノベーション推進に係るエビデンスに基づく施策企画・立案の充実を図るため、所得創出効果等の施策効果を測定するための委託調査を実施します。

<事業イメージ>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業

①地域活性化型



地域住民による地域活性化のための活動計画づくり

②農山漁村発イノベーション創出支援型



地域資源を多分野で活用した商品・サービスの開発

③農泊推進型



景観等を活用した観光コンテンツの開発

④農福連携型



障害者等の農産物栽培技術の習得や専門人材の育成等

2. 農山漁村発イノベーション整備事業

①定住促進・交流対策型 産業支援型



農産物直売所の整備



集出荷・貯蔵・加工施設の整備

②農泊推進型



古民家等を活用した滞在型施設の整備

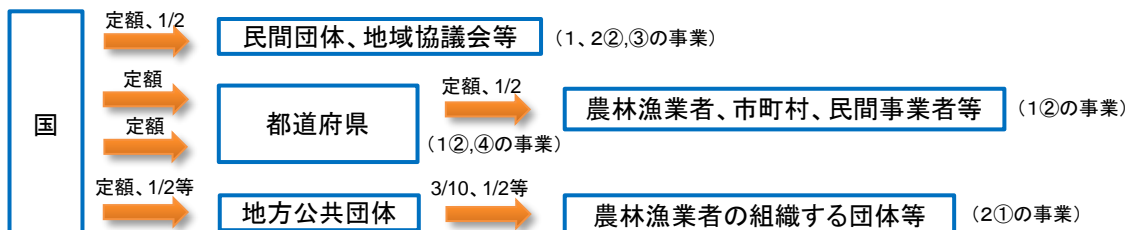
③農福連携型



障害者等が作業に携わる生産施設の整備

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち

農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型及び産業支援型）

【令和5年度予算額 9,070（9,752）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（140人 [令和7年度まで]）
- 6次産業化に取り組んでいる優良事業体数の増加（93事業体 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

定住促進・交流対策型

- 計画主体 都道府県、市町村※1 ※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必
- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者団体等



農産物直売所



廃校を利用した交流施設



集出荷・貯蔵・加工施設

産業支援型

- 事業実施主体 農林漁業者団体※2
中小企業者※3

- ※2 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定が必要
- ※3 農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画の認定が必要



農産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



1. 農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる**農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備**を支援します。

【事業期間：原則3年間（最大5年間）、交付率：1/2等】

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、**農産物加工・販売施設等の整備**に対して支援します。

なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。

【事業期間：原則1年間、交付率：3/10等】

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の**施設整備と同時に設置**する場合に加え、**既存の活性化・6次化施設に追加して設置**する場合も支援します。

<事業の流れ>



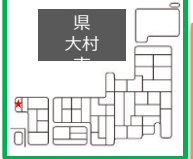
【お問い合わせ先】

- （1の事業） 農村振興局地域整備課 （03-3501-0814）
- （2の事業） 都市農村交流課 （03-6744-2497）

農山漁村発イノベーションの事例

有限会社シュシュ

「農業×食品×観光」



キーワード
内発的
女性
6次産業化
都市農村交流

○平成12年、農業交流拠点施設「おおむら夢ファームシュシュ」を開業。6次化による農産加工品の製造・販売、食育体験や収穫体験など豊富なメニューで取組を展開。

基本情報

- 所在地：長崎県大村市
- 地域指定：平地農業地域
- 団体名：有限会社シュシュ
- 選定表彰：
 - 令和3年度農林水産祭「天皇杯」多角化経営部門
 - 令和2年度6次産業化優良事例表彰 農林水産大臣賞
 - 平成19年度全国地産地象活動優良表彰（交流促進部門）農林水産大臣賞
- 主力商品・イベント：ジェラート等、食育・農林漁業体験
- 活用している地域資源：農林水産物

取組の概要

- 農業テーマパーク構想の実現のため、一年中観光客が訪れる交流拠点「おおむら夢ファームシュシュ」を開業。
- 地元農産物を生鮮品だけでなく、6次化による商品開発でジェラート、プリンなど多数商品化し販売。レストランではランチバイキングなどを提供。
- 大村市グリーン・ツーリズム推進協議会と連携した観光・体験農業を展開。



おおむら夢ファームシュシュ
外観写真

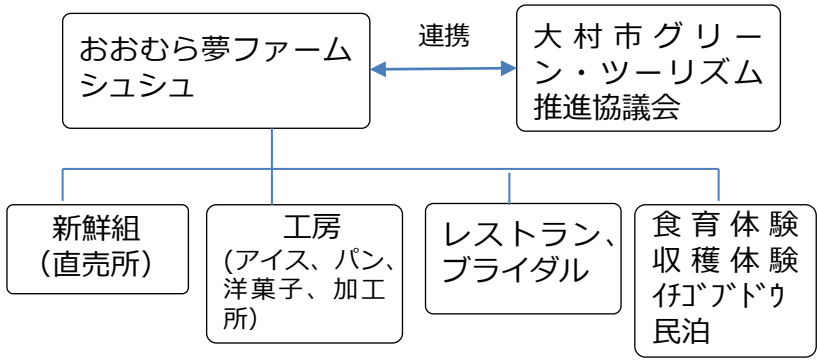


地元産の農産物を使用したジェラート



農業塾生と農家との交流の様子

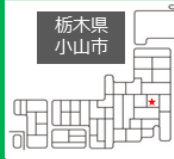
体制図



取組の成果

- 6次化による売上高は3.2億円から3.9億円に増加（H26～H30）。
- 食育及び農業体験者数はともに増加しており合計約3万人（H30）。
- 常時雇用職員の8割が女性。従業員は季節雇用も含めて年間100名以上。

所在地▶長崎県大村市弥勒寺町486
連絡先▶TEL:0957-55-5288 FAX:0957-55-5323
E-mail:info@chouchou.co.jp
ウェブサイト▶http://chouchou.co.jp/



キーワード

内発的

JGAP指導員

6次産業化

農福

都市農村交流

○平成11年に会社を設立。いちごの観光資源化を目指しいちご狩り開始。未収穫分は加工販売のほかレストランやカフェも併設し6次化を推進。更には就労継続支援事業により農福連携の取組。

基本情報

- 所在地：栃木県小山市大川島
- 地域指定：平地地域
- 団体名：株式会社いちごの里ファーム
- 選定表彰：
 - 第8回「ディスカバー農山漁村の宝」選定
 - 第39回プロが選ぶ観光食事土産物施設100選（R1）
- 主力商品・イベント：いちご、果実類及び同加工品、観光農園、カフェレストラン
- 活用している地域資源：農林水産物

取組の概要

- 県の代表的な作物「いちご」を始めとするフルーツ狩りのほか、収穫しきれなかったいちご等を活用し、ジャムやケーキの製造販売を開始。現在はそれらのほか地元野菜を使った料理を提供するカフェ、レストランを開設。多くの来客数を実現し、売上も向上。また、多くの雇用も創出。
- 平成30年には（一社）いちごの里めぶきファーム（就労継続支援事業所）を開設。令和2年に社会福祉法人「めぶき会」として継承。多くの障害者を雇用し、農福連携農園として地域社会に貢献。
- 平成30年にJGAP認証を取得。食の安全、環境保全、人権と福祉の配慮への取組。



いちご狩りの様子



自社いちごを使用

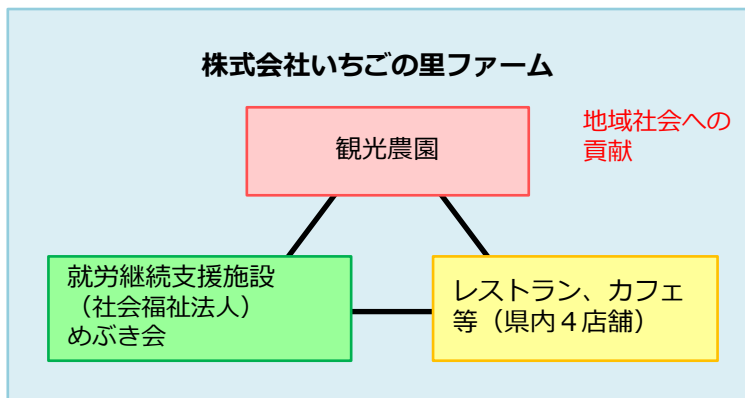


160棟のいちごハウス



農福連携で働く方々

体制図



取組の成果

- 売上：4.2億円（H20）→ 8.4億円（R元）
- 来場者数：10万人（H20）→ 16万人（R元）
- 雇用者数：140人（R元）
- 障害者雇用人数：40人（R元）
- 観光農園面積：3ha（H20）→ 5ha（R元）



障害者の方々が製造した「ひだまりゼリー」

所在地 ▶ 栃木県小山市大川島
 連絡先 ▶ TEL:0285-33-1070 FAX: 0285-33-1071
 E-mail:yoyaku@itigo.co.jp
 ウェブサイト ▶ <https://www.itigo.co.jp/>

スポーツと連携した農山漁村発イノベーションの事例

高知ファイティングドッグス（高知県越知町ほか）

半農半X（スポーツ）を実践する企業により地域農業を振興



球団オリジナルのショウガの植付け



地元保育園児・幼稚園児との交流

- ・ 地元農家から耕作放棄地を借り受け、選手が練習の合間に野菜の栽培、加工等を行い、球団が買い取って販売。選手引退後のセカンドキャリア支援や地域の農業振興に貢献。
- ・ 地域の保育園児・幼稚園児との田植え・稲刈り体験など、交流・地域活性化にも貢献。

空中の村（奈良県十津川村）

森林を活用したアウトドア施設の整備



フランス技術者によるツリーハウス製作



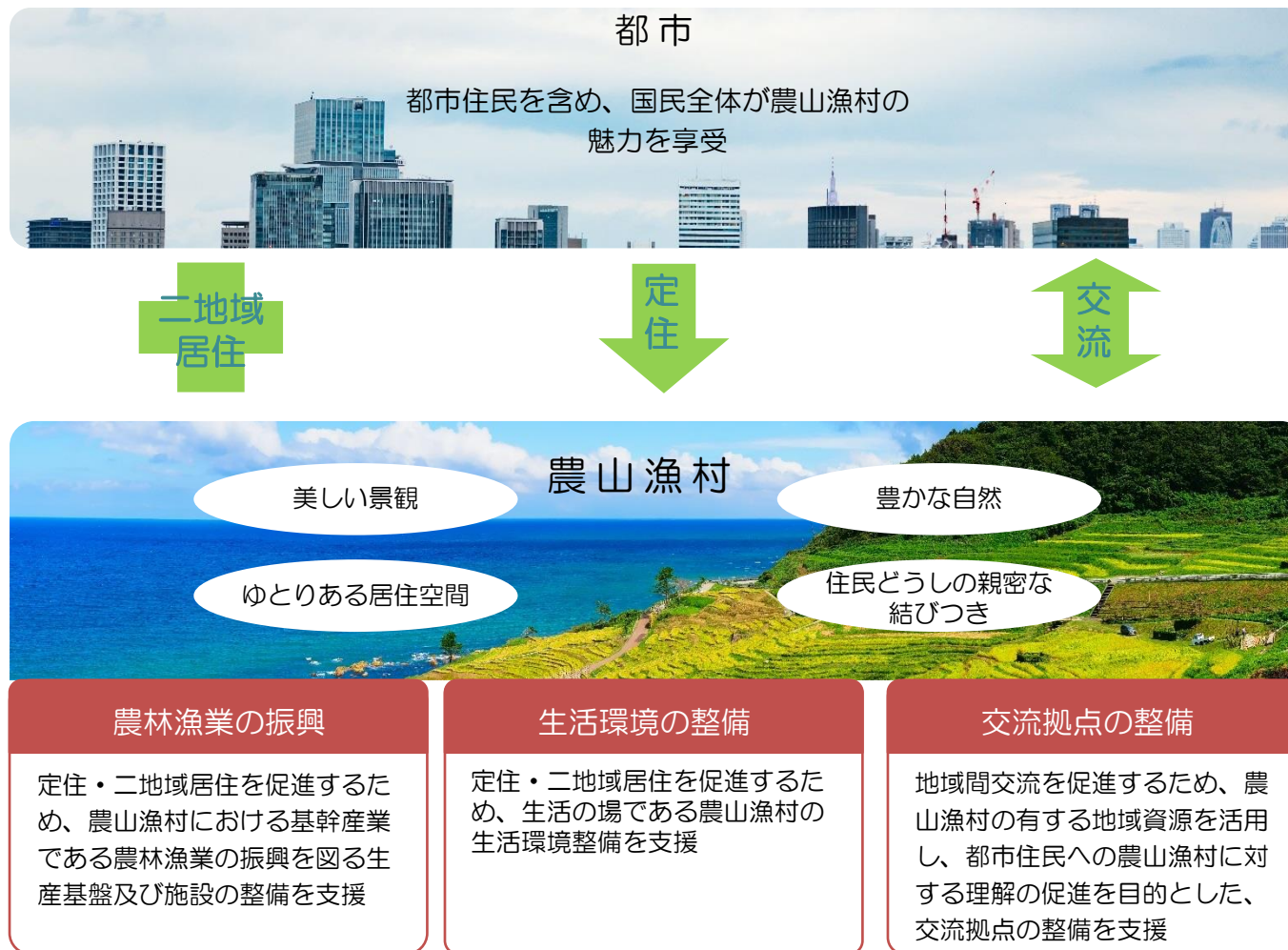
憩いの場の提供

- ・ フランスから来日した地域おこし協力隊が、村の森林を活用した森林アスレチック施設を整備。
- ・ 村の木材や地元食材を使った弁当等の提供のほか、地域の旅館とも連携し誘客を促進。
- ・ Wi-Fi等も備えており、ワーケーション利用も可能。

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律※の概要

法律の
ねらい

農山漁村における居住者、滞在者を増やすという新たな視点からの対策を推進するため、地域が行う取組に対して、交付金の交付や施設用地の円滑な確保等の法律上の特例措置をもって総合的に支援するものです。 ※ 以下、『活性化法』という



事業の 流れ

県又は市町村が計画主体となって、地域の課題を解決するため、活性化計画を策定します。この活性化計画の目標を達成するために実施する事業に対し、国から農山漁村振興交付金を交付し、支援します。

地域の課題

- 基幹産業である農林水産業の衰退により地域の活力が低下・・・
- 地理的に不利であり過疎化、少子高齢化が進行・・・

活性化計画の策定

都道府県又は市町村が単独又は共同して作成

地域の課題を解決するため、地方公共団体の施策等と整合をとりつつ、地方公共団体の単独事業等とあわせ効果を発揮できるよう計画を策定

事業実施計画の策定

農山漁村活性化法による支援措置

- 農山漁村振興交付金の交付
（農山漁村発イノベーション整備事業、農泊推進対策（施設整備事業）のうち活性化計画に基づく事業）
- 農地転用許可手続、農用地区域内における事業着手等の迅速化
- 事業用地確保のための農林地等所有権移転等に係る手続の円滑化
- 市民農園整備促進法に基づく手続の簡略化
- 多面法に基づく認定申請の手続きを簡略化

事業実施

事後評価

- 事業の達成状況を評価するため、あらかじめ設定していた目標を評価

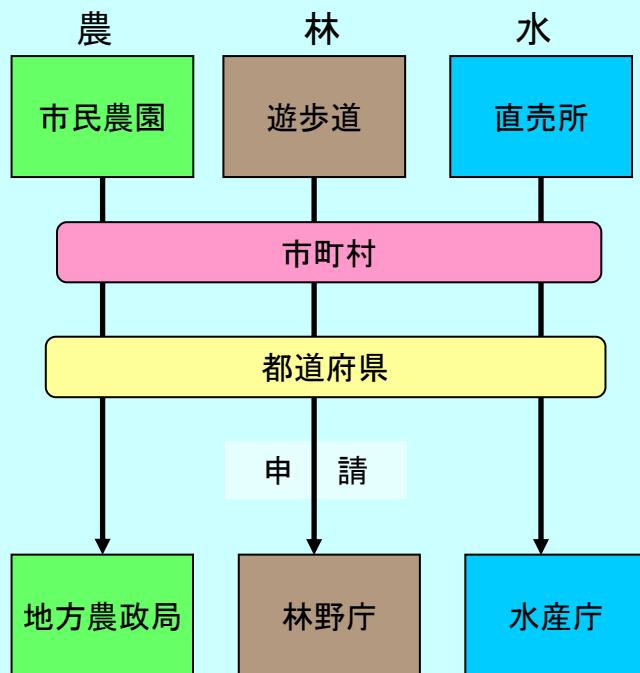
農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション整備事業）の主な特徴



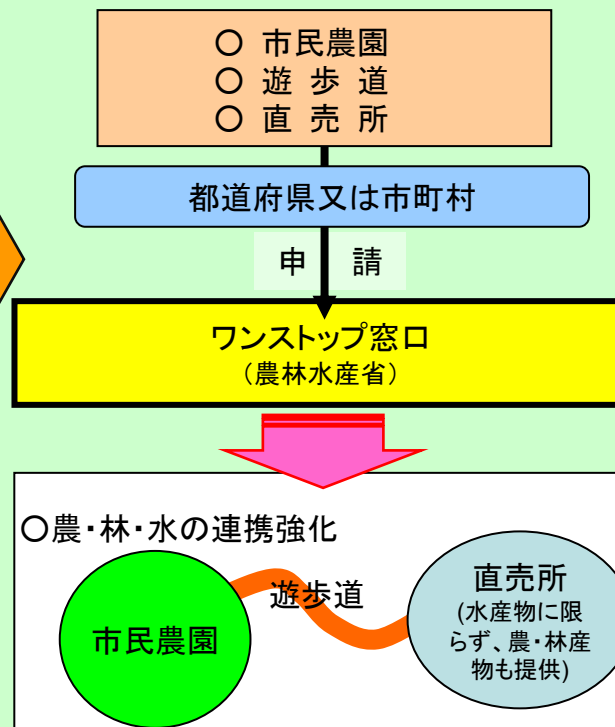
農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション整備事業）は、次の3つの大きな特徴があります。

1. 1つの計画により、農・林・水の連携が図られたプロジェクトを総合的に支援

○これまでは別々に計画を策定し、別々に申請



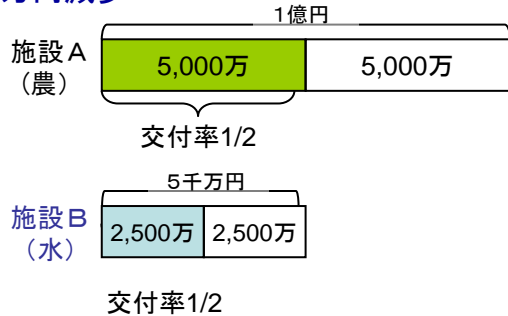
○本交付金では1つの計画を策定し、ワンストップ窓口で申請することで実施可能



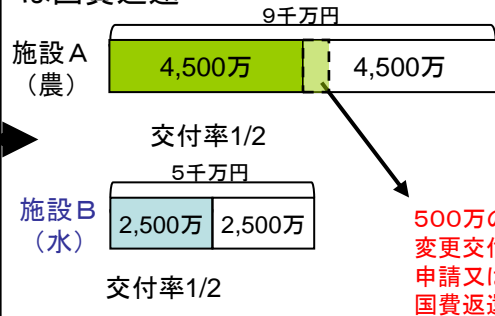
2. 複数の事業メニューの選択、複数年(原則3年以内)の事業実施が可能なことから、対象事業間の流用や年度間融通など地域の実情に併せた整備が可能

【事業間経費の弾力的運用】

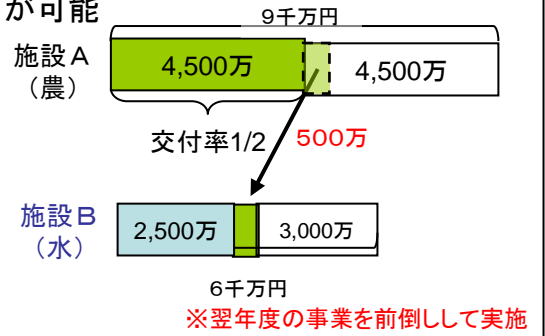
下記のように交付申請したが、その後、施設Aの進捗が悪く、事業費が1,000万円減少



○これまでは、減少した事業費の50%分について、変更交付申請又は国費返還



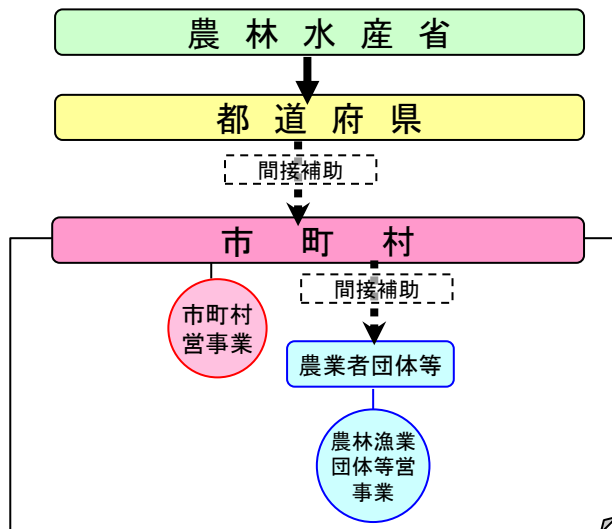
○本交付金では、交付変更手続き不要で、進捗に応じた弾力的な事業実施が可能



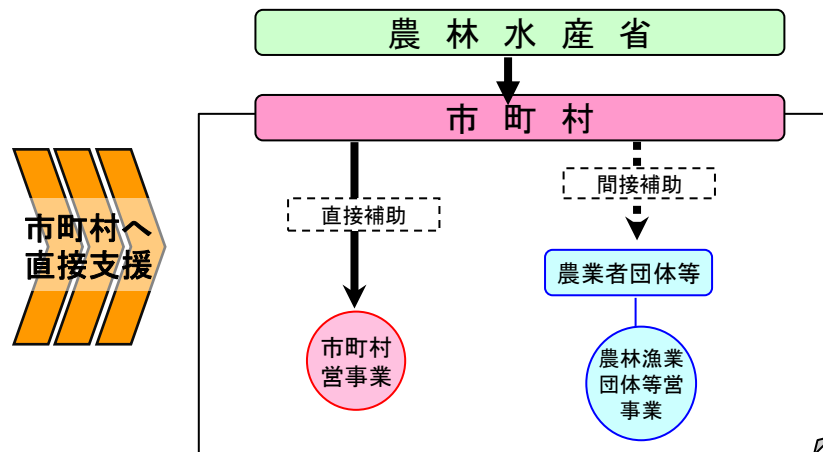
3. 市町村への直接助成が可能となり、市町村の自主性・主体性が発揮

【従来の交付金（～H18）】

市町村計画



【農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション等整備事業）（H28～）】
旧農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（H19～H27）



農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション整備事業)の事業内容

<内 容>

1. 生産施設等の整備

定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産施設等の整備を支援

【事業メニュー】

農林水産物処理加工施設、農林水産物集出荷貯蔵施設、農業用排水施設、
区画整理 等

2. 生活環境施設の整備

定住等を促進するための集落における生活環境施設の整備を支援

【事業メニュー】

簡易給排水施設、農山漁村定住促進施設 等

3. 地域間交流拠点施設等の整備

地域間交流の拠点となる施設等の整備を支援

【事業メニュー】

廃校・廃屋等改修交流施設、地域連携販売力強化施設、
農林漁業・農山漁村体験施設 等

4. その他省令で定める事業

【事業メニュー】

地域資源活用起業支援施設、自然・資源活用施設、船舶離発着施設 等

活性化計画の事例

二地域間居住推進プロジェクト

滞在型市民農園の整備や集落道等生活環境整備を行い、二地域間居住を推進。



豊かな自然活用プロジェクト

農地・山林・海岸を巡る散策道や地元食材供給施設など農山漁村の豊かな自然をまるごと活用し、交流人口の増大を推進。



IJUターン推進プロジェクト

生活環境の整備や農林水産業への就業機会の確保により、農山漁村へのIJUターンを推進。



<交付先等>

1. 交 付 先 : 都道府県、市町村
2. 事業実施主体 : 都道府県、市町村、農業協同組合、土地改良区、漁業協同組合、森林組合、NPO法人、
農林漁業者等の組織する団体、PFI事業者 等
3. 交 付 率 : 定額 ただし、国における交付限度額算定のための交付率は、1/2以内等

農林漁業の振興のための生産基盤及び施設の整備 (活性化法第5条第2項第2号イ)

事業名	事業メニュー
基盤整備 (他の事業メニューと併せ行う場合に実施可能)	① 農業用排水施設 ③ 暗きょ排水 ⑤ 区画整理 ⑫ 林道・作業道 等
生産機械施設	⑬ 高生産性農業用機械施設 ⑮ 林業機械施設 ⑯ 特用林産物生産施設 等
処理加工・集出荷貯蔵施設	⑰ 農林水産物処理加工施設 ⑱ 農林水産物集出荷貯蔵施設
新規就業者等技術習得管理施設	⑲ 新規就農者等技術習得管理施設

① 農業用水路



③ 暗きょ排水



⑫ 林道・作業道



⑯ 菌床しいたけ生産施設



⑰ 米粉処理加工施設



⑰⑱ 集出荷・貯蔵・加工施設



⑲ 研修宿泊施設・研修ほ場



生活環境施設の整備(活性化法第5条第2項第2号ロ)

事業名	事業メニュー
簡易給排水施設	㉓ 簡易給排水施設 ㉑ 飲雑用水・防火安全施設
農山漁村定住促進施設	㉒ 農山漁村定住促進施設

㉓簡易給排水施設



㉒定住希望者一定期間宿泊施設



㉑防火水槽



地域間交流拠点施設の整備(活性化法第5条第2項第2号ハ)

事業名	事業メニュー
地域資源活用総合交流促進施設	⑳ 都市農山漁村総合交流促進施設 ㉑ 廃校・廃屋等改修交流施設 ㉒ 地域連携販売力強化施設 等
農林漁業・農山漁村体験施設	㉓ 農林漁業・農山漁村体験施設
自然環境等活用交流学習施設	㉔ 自然環境保全・活用交流施設 ㉕ 宿泊体験活動受入拠点施設 等

㉓ 特産品の加工体験施設



㉑ 廃校を利用した交流施設



㉒ 農産物の直売所



㉓ 農作業の体験施設



㉔ 交流施設(バーベキューハウス)



その他農林水産省令で定める事業(活性化法第5条第2項第2号二)

③②和紙漉き・和紙工芸品活用施設



事業名	事業メニュー
地域資源活用起業支援施設	③② 地域資源活用起業支援施設
地域資源循環活用施設(③④の発電施設は、①⑦~①⑨、②③~③①に付帯する設備のみ交付対象)	③③ リサイクル施設 ③④ 自然・資源活用施設
地域住民活動支援促進施設	③⑤ 高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設 ③⑥ 船舶離発着施設
農地等補完保全整備	③⑦ 産地振興追加補完整備 ③⑧ 小規模農林地等保全整備
景観・生態系保全整備	③⑨ 景観・生態系保全整備

③③堆肥化施設



③④木質バイオマスボイラー



活性化法第5条第2項第2号イ~二の事業と一体となって実施する事業事務(活性化法第5条第2項第3号)

事業名	事業メニュー
創意工夫発揮事業	・イ~ニに掲げられた事業と一体となって活性化計画の目標等の達成に真に必要な事業 ・活性化計画に係る交付限度額の2割を上限
農山漁村活性化施設整備附帯事業(詳細別紙)	・イ~ニ及び創意工夫発揮事業の効率的かつ円滑な実施を図るために必要な企画・調整及び技術習得活動等に必要な事務 ・活性化計画に係る交付限度額の1割を上限

活性化計画と事業実施計画の記載事項

提出書類については、計画主体(都道府県・市町村)が作成します。

① 活性化計画 の作成

1. 活性化計画の区域(区域図)
2. 事業に関する事項
(市町村名、地区名、事業名、事業実施主体、交付金充当希望の有無等)
3. 計画期間
4. 活性化計画の目標
5. 市民農園に関する事項 (該当する場合)
6. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項 (該当する場合)

② 事業実施計画 の作成

1. 交付対象事業の目標
(事業活用活性化計画目標[※]及び評価指標)
 2. 事業目標及び評価指標設定の考え方
 3. 交付対象事業の内容
 4. 年度別事業実施計画 等
- ※以下、『事業目標』という

③ 事前点検シート の作成

1. 計画全体について
 - ✓ 活性化計画の目標、事業目標及び評価指標が法律及び基本方針と適合しているか。
 - ✓ 事業の推進体制は整備されているか 等
2. 個別事業について
 - ✓ 事業による効果の発現は確実に見込まれるか
 - ✓ 個人に対する交付ではないか、また目的外使用の恐れがないか 等

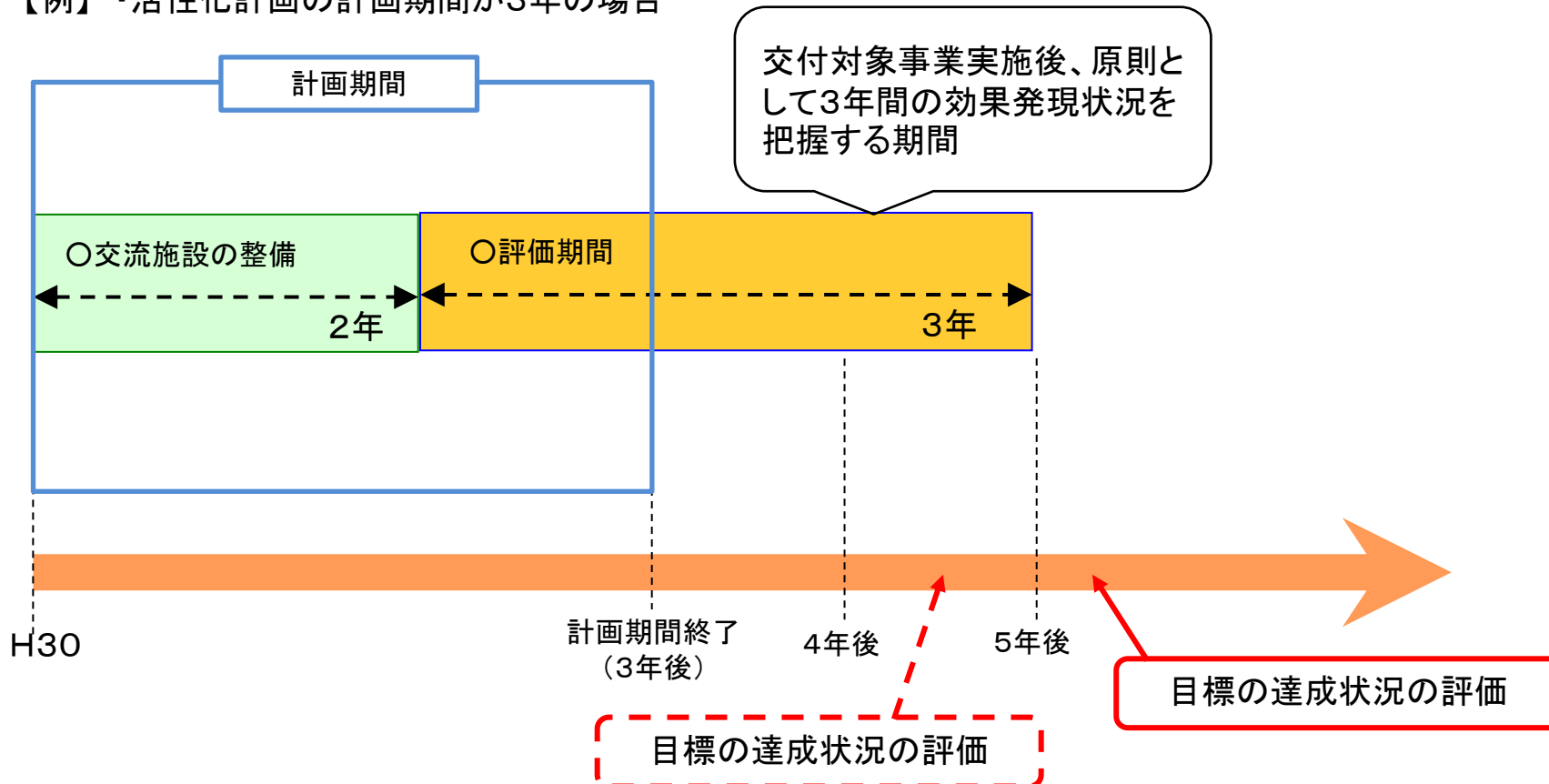
広報紙・ウェブサイト等で公表

農林水産大臣に提出
(各地方農政局長等を経由)

計画期間と評価期間の考え方

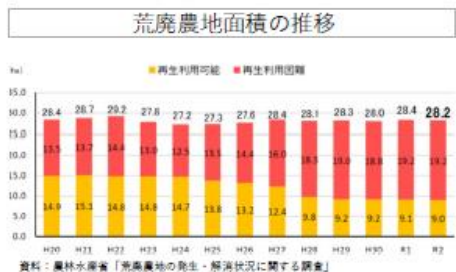
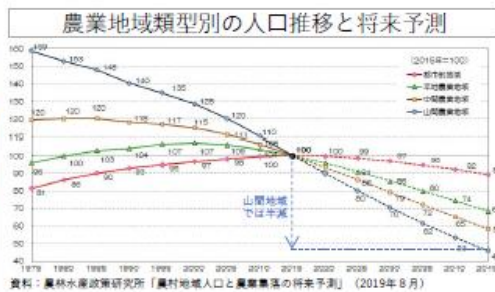
活性化計画の計画期間は、原則として3～5年です（下の例は3年で設定）。事業実施後の評価は当該活性化計画が終了する翌年度以降に実施して頂きます。

【例】・活性化計画の計画期間が3年の場合



※評価期間中に目標の達成率が100%以上となる場合、評価を実施可能

- 人口の減少、高齢化が進む農山漁村において、**農用地の保全等により荒廃防止**を図りつつ、**活性化の取組を計画的に推進**するため、
 - ・地方公共団体が作成する**活性化計画**の記載事項として、**農林漁業団体等**が実施する**農用地の保全等**に関する事業を新たに位置付け、
 - ・当該事業の実施に必要な**農林地等**についての**所有権の移転等**を促進するための措置等を講ずる。



農山漁村地域の持続的な土地利用の推進

- 農用地の保全等に関する事業**を活性化計画の対象事業に位置付け、放牧等の粗放管理を含む**計画的な土地利用を推進**

現行制度

活性化計画の対象事業は

- ・生産基盤・施設の整備に関する事業
- ・生活環境施設の整備に関する事業
- ・地域間交流拠点施設の整備に関する事業



改正後

活性化計画の対象事業に

- ・**農用地の保全等に関する事業**（放牧、鳥獣緩衝帯、林地化等）を追加



【活性化法のスキーム】



関係法律に基づく申請手続の簡略化

（農山漁村活性化法と共通する添付書類の一部を省略等）

- 市民農園整備促進法に基づく認定申請手続の簡略化
- 多面法*に基づく認定申請手続の簡略化

所有権移転等促進計画

- 施設用地、**農用地の保全等に関する事業**の実施に必要な農林地等の所有権、賃借権等の権利関係の一括整理

地域の円滑な取組の推進

- 活性化計画に記載された事業を実施する際、**農地転用許可手続等の迅速化の特例**を措置

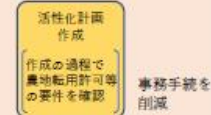
現行制度

- ・事業の実施に当たって、活性化計画の作成、農用地区域からの除外手続、農地転用許可手続等をそれぞれ実施



改正後

- ・農地転用等について、活性化計画作成時に許可等の要件を確認（**農地転用許可手続等のワンストップ化**）



交付金による支援

- 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション等整備事業）により、農泊施設など農山漁村発イノベーション施設の整備等の取組を支援
- ※このほか、農山漁村振興交付金のうち、
 - ・農山漁村発イノベーション推進支援事業（商品開発、専門家派遣等）
 - ・農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業（モデル形成支援等）
 - ・最適土地利用対策等（土地利用計画の策定支援等）等により地域の活動を支援

ハード

ソフト

農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション整備事業) 【定住促進・交流対策型】に関するお問い合わせ先一覧

農政局等	窓口	連絡先	対象(管轄)地域
東北農政局	農村振興部 地域整備課	電話) 022-263-1111 (内線4171) FAX) 022-216-4287	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局	農村振興部 地域整備課	電話) 048-740-0115 FAX) 048-600-0624	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局	農村振興部 地域整備課	電話) 076-232-4726 FAX) 076-234-8051	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局	農村振興部 地域整備課	電話) 052-223-4639 FAX) 052-219-2667	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局	農村振興部 地域整備課	電話) 075-414-9553 FAX) 075-417-2090	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山 県
中国四国農政局	農村振興部 地域整備課	電話) 086-224-4511 FAX) 086-234-7445	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県
九州農政局	農村振興部 地域整備課	電話) 096-300-6510 FAX) 096-211-9350	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局	農林水産部 農村振興課	電話) 098-866-1652 FAX) 098-860-1194	沖縄県※1
農林水産省農村振興局	地域整備課 活性化支援班	電話) 03-3501-0814 FAX) 03-3501-8358	北海道※2

※1 沖縄県は沖縄振興公共投資交付金において実施しています。

※2 北海道にかかるお問い合わせは、農林水産省農村振興局で受け付けています。

農山漁村の活性化に向けた情報については、Webサイトでもご覧いただけます。

農林水産省 農山漁村活性化のページ

<http://www.maff.go.jp/j/kasseika/index.html>

農山漁村滞在型旅行「農泊」の推進について

- 「農泊」とは、農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」。
- 「農泊」の狙いは、宿泊・食事・体験など農山漁村ならではの地域資源を活用した様々な観光コンテンツを提供し、農山漁村への長時間の滞在と消費を促すことにより、地域が得られる利益を最大化し、農山漁村の活性化と所得向上を図るとともに、農山漁村への移住・定住も見据えた関係人口の創出の入り口とすること。

地域協議会の枠組みにおいて地域一体となって実施

農泊における多様なコンテンツ

<p><SAVOR JAPAN ></p> <p>もち料理/岩手県</p>	<p><農作業体験></p> <p>田植え体験 栃木県大田原市</p>	<p><アドベンチャーツーリズム></p> <p>サイクリング 広島県尾道市</p>
<p>食</p>	<p>体験</p>	
<p><ジビエ></p>	<p><棚田百選の景観></p> <p>棚田 和歌山県有田川町</p>	<p><地域文化></p> <p>長良川上中流域 鶺鴒い 岐阜県岐阜市</p>
<p>宿泊</p>		
<p><古民家></p> <p>山梨県甲州市</p>	<p><一棟貸し></p> <p>京都府南丹市美山町</p>	<p><農家民宿></p> <p>福井県鯖江市</p>

自治体・地域おこし協力隊・特定地域づくり事業協同組合
 などによるサポート

立ち寄るのみだと...

滞在時間：短 → 「通過型観光」

利益は限定・局所的

宿泊・体験コンテンツが充実すると...

滞在時間：長 → 「滞在型観光」

地域の利益の最大化

- 農泊を支える体制を構築する中で **地域の雇用も**
- 多様な交流はリピーターを生み **移住・定住のきっかけに**

○ 農泊の運営主体となる地域協議会等に対して、ソフト・ハード両面から一体的に支援を行う。



地域協議会の取組への支援

市町村・中核法人等の取組への支援

＜ソフト対策＞

農泊実施体制等の整備

農泊推進事業	農泊をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ等に要する経費を支援 { ワークショップの開催、地域協議会の設立・運営、地域資源を活用した体験プログラム・食事メニュー開発 等 }	事業実施期間：上限2年間 交付率：定額 上限：1年目、2年目とも500万円/年
+		
人材活用事業	新たな取組に必要なとなる人材の雇用等に要する経費を支援 ※農泊推進事業と併せて実施すること	事業実施期間：上限2年間 交付率：定額 上限：1年目、2年目とも250万円/年

完了後

農泊経営の高度化

農泊推進事業完了地区を対象に、集客力の向上や経営の安定等を図るための取組に要する経費を支援

農泊地域高度化促進事業	① インバウンド対応 { Wi-Fi、キャッシュレス、多言語対応、トイレの洋式化、インバウンド向け食事メニュー開発 等 } ② 高付加価値化対応（食・景観） { 地元食材を活用した食事メニュー開発、景観・歴史・伝統文化等を活用した体験プログラム開発 等 } ③ ワーケーション対応 { Wi-Fi、オフィス環境（机、椅子、アクリル板等）整備、企業等への情報発信 等 } ※当該事業による支援は1回限り。 また、①とそれ以外（②、③）の同時実施は不可。	事業実施期間：上限2年間 交付率：①定額等 ②③1/2 上限：①200万円 ②③100万円、150万円 ※②③の助成額について 「食」「景観」「ワーケーション」のうち、一つのみ実施の場合 ⇒ 上限100万円 （国費） 二つ以上実施の場合 ⇒ 上限150万円 （国費）
--------------------	---	--

＜ハード対策＞

宿泊施設等の充実

※以下2つの実施形態のうちいずれか。

市町村・中核法人実施型	古民家等を活用した滞在施設、体験交流施設、農林漁家レストラン等の整備に要する経費を支援	事業実施期間：上限2年間 交付率：1/2 上限：原則2,500万円（国費）
農家民泊経営者等実施型	農家民泊経営者等が現在営んでいる宿泊施設の改修に要する経費を支援 ※農家民泊から旅館業法の営業許可を取得した農家民宿に転換するための整備を行う場合、併せて転換促進費の活用が可能（1経営者あたり最大100万円）	事業実施期間：1年間 交付率：1/2 上限：1,000万円/経営者（国費） （1地域あたり5,000万円）

○ このほか、国内外へのプロモーション事業を通じた農泊地域の魅力発信を行い、農泊需要の喚起を推進

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち 農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農泊推進型）

【令和5年度予算額 9,070（9,752）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における**実施体制の整備**、食や景観を活用した**観光コンテンツの磨き上げ**、ワーケーション対応等の**利便性向上**、国内外への**プロモーション**等を支援するとともに、古民家等を活用した**滞在施設**、**体験施設の整備**等を一体的に支援します。

<事業目標>

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）

① 農泊推進事業

ア 農泊の**推進体制整備**や観光関係者とも連携した**観光コンテンツの開発**、**Wi-Fi等の環境整備**、**新たな取組に必要な人材確保**等を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：定額（上限500万円/年等）】

イ 実施体制が整備された農泊地域を対象に、**インバウンド受入環境の整備**や**ワーケーション受入対応**、**地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツ開発**等を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2等】

② 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、農泊を推進する上での課題を抱える地域への**専門家派遣・指導**、**利用者のニーズ**等の調査を行う取組等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）

① 農泊の推進に必要な**古民家等を活用した滞在施設**、**一棟貸し施設**、**体験・交流施設等の整備**を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限2,500万円※）】

（※ 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

② 地域内で営まれている**個別の宿泊施設の改修**を支援します。

（農家民泊から農家民宿へ転換する場合、促進費が活用可能）

【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）】

<事業イメージ>

インバウンド受入環境の整備



多言語への対応 Wi-Fi環境の構築 トイレの洋式化



地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツの開発

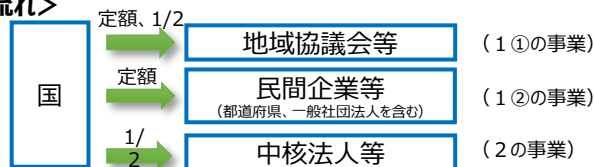


課題に応じた専門家の派遣・指導



古民家等を活用した滞在施設の整備

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-0030)

農泊地域数 (R4年度末) : 全国計 621地域

近畿 53地域

滋賀県	6	兵庫県	8
京都府	13	奈良県	12
大阪府	5	和歌山県	9

北陸 62地域

新潟県	24
富山県	11
石川県	16
福井県	11

北海道 48地域

東北 90地域

青森県	12	岩手県	15
宮城県	26	秋田県	13
山形県	12	福島県	12

中国四国 93地域

鳥取県	8	徳島県	5
島根県	15	香川県	12
岡山県	17	愛媛県	6
広島県	16	高知県	6
山口県	8		

関東 125地域

茨城県	7	栃木県	11
群馬県	11	埼玉県	6
千葉県	21	東京都	5
神奈川県	10	山梨県	14
長野県	20	静岡県	20

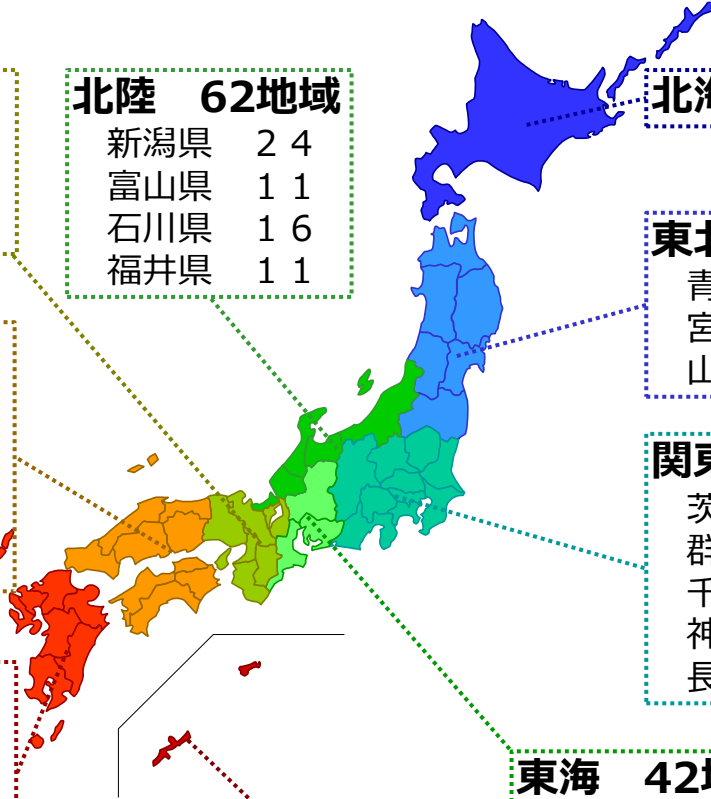
九州 96地域

福岡県	18	佐賀県	6
長崎県	10	熊本県	23
大分県	9	宮崎県	7
鹿児島県	23		

沖縄 12地域

東海 42地域

岐阜県	17	愛知県	7
三重県	18		



※農泊地域とは、農山漁村振興交付金による農泊推進の支援に採択され、農泊に取り組んでいる地域をいう。

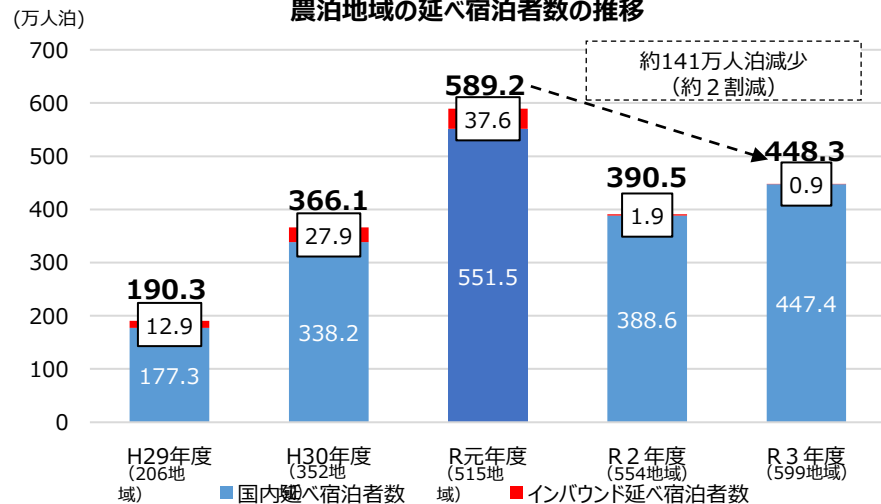
農泊推進の取組状況②

○ 農泊地域においては、コロナ禍においても地域一体となった農泊推進体制の整備、食や景観を活用した観光コンテンツの磨き上げ、ワーケーション対応等の利便性向上、古民家等を活用した滞在施設、体験施設の整備等に取り組み、コロナ禍による打撃からの回復途上にあるところ。

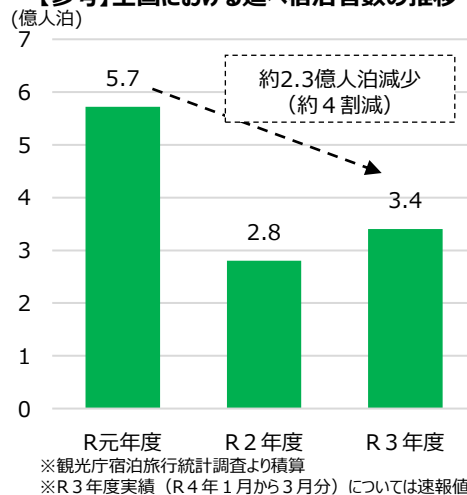
宿泊者数

- 延べ宿泊者数は、平成29年度の約189万人泊から令和元年度には約589万人泊まで増加したものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和2年度には約390万人泊にまで減少。令和3年度は若干回復したものの、令和元年度と比較し2割減。
- インバウンドの割合は、令和元年度の6.4%に対して令和3年度は0.2%と回復していない状況。

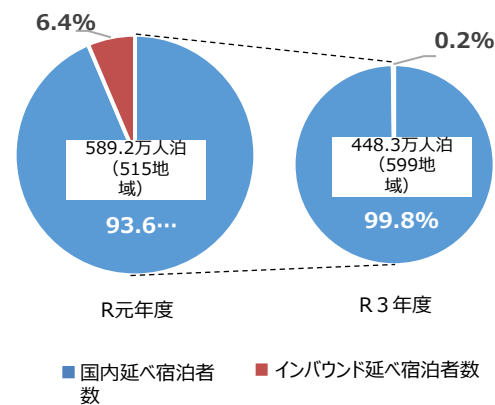
農泊地域の延べ宿泊者数の推移



【参考】全国における延べ宿泊者数の推移



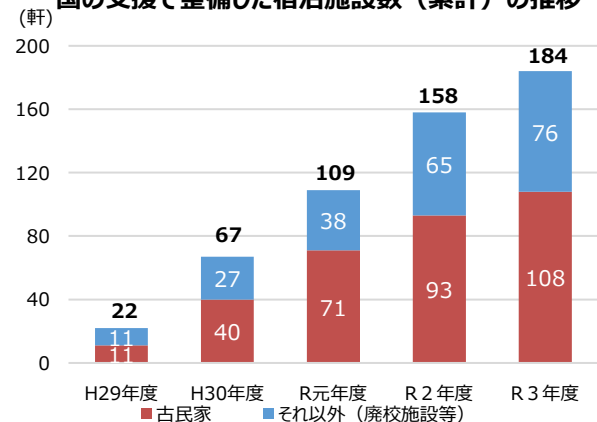
R元年度及びR3年度におけるインバウンド宿泊者数の割合



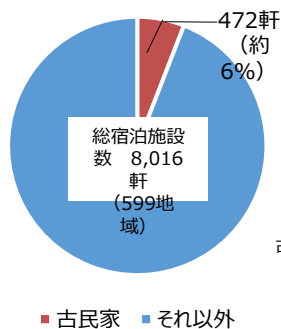
宿泊施設

- 国が支援して整備した古民家は、平成29年度の11軒から令和3年度(累計)には108軒へ約10倍に増加。
- 全体宿泊施設数における旅館業法等の許可を得ている施設の割合は平成29年度の63%から令和3年度では76%に増加。

国の支援で整備した宿泊施設数(累計)の推移

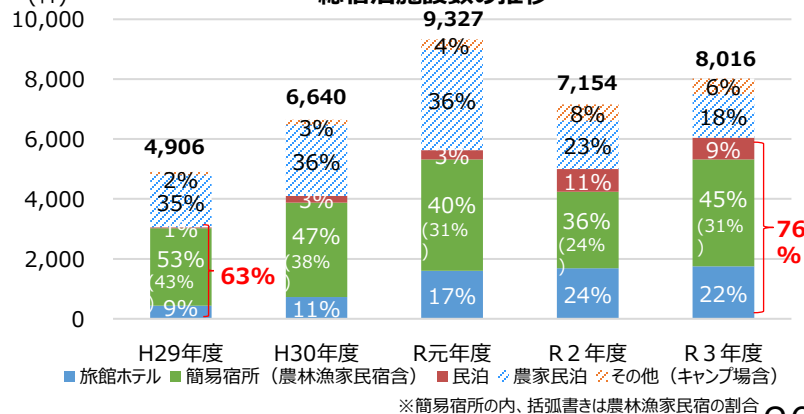


宿泊施設に占める古民家の割合



古民家宿泊施設「美十八」(京都府南丹市)

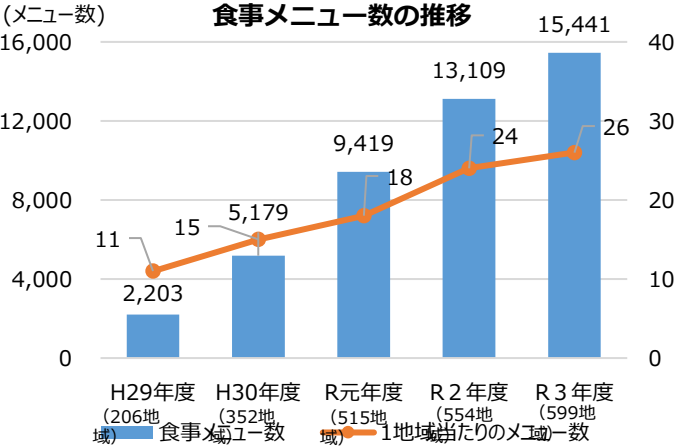
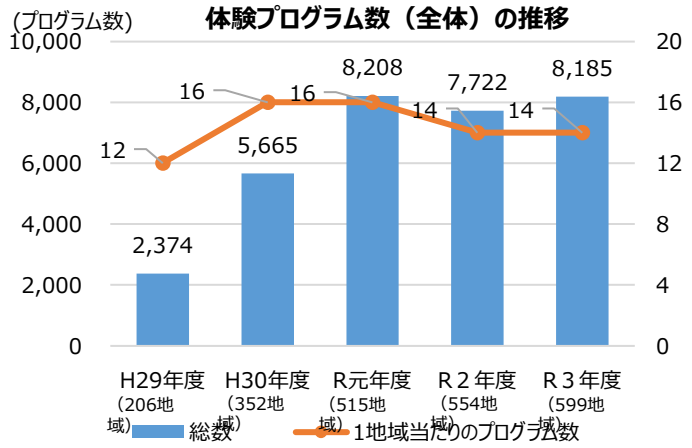
総宿泊施設数の推移



農泊推進の取組状況③

体験・食事

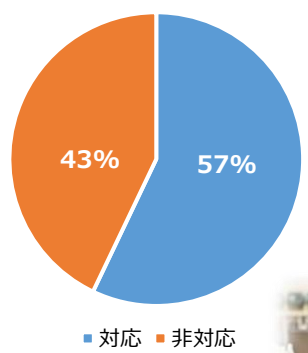
- ・農泊地域において提供する体験プログラム数は、平成29年度の2,374から令和3年度の8,185と約3.4倍に増加。
- ・食事メニュー数は、平成29年度の2,203から令和3年度の15,441と約7.0倍に増加。



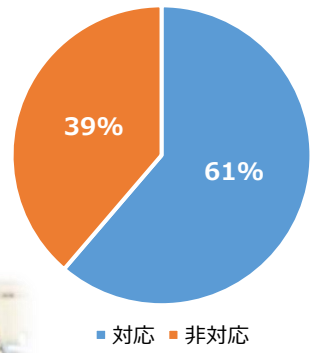
利用者の利便性の向上

・令和3年度末時点で農泊地域においてWi-Fi環境や外国語対応などのインバウンドを含むアクセス環境整備について4割から6割の整備状況となっており、利便性向上のために更なる整備が必要。

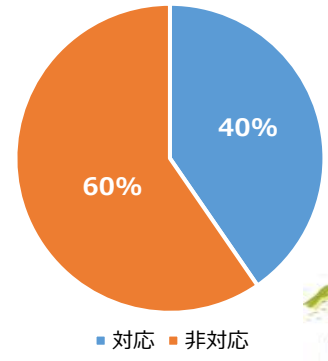
Wi-Fiの整備状況



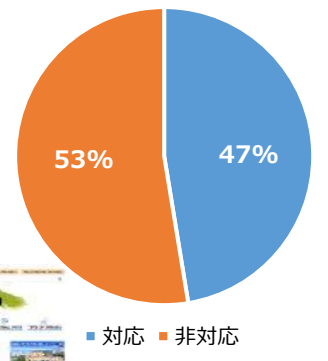
洋式トイレの整備状況



外国語対応の整備状況※



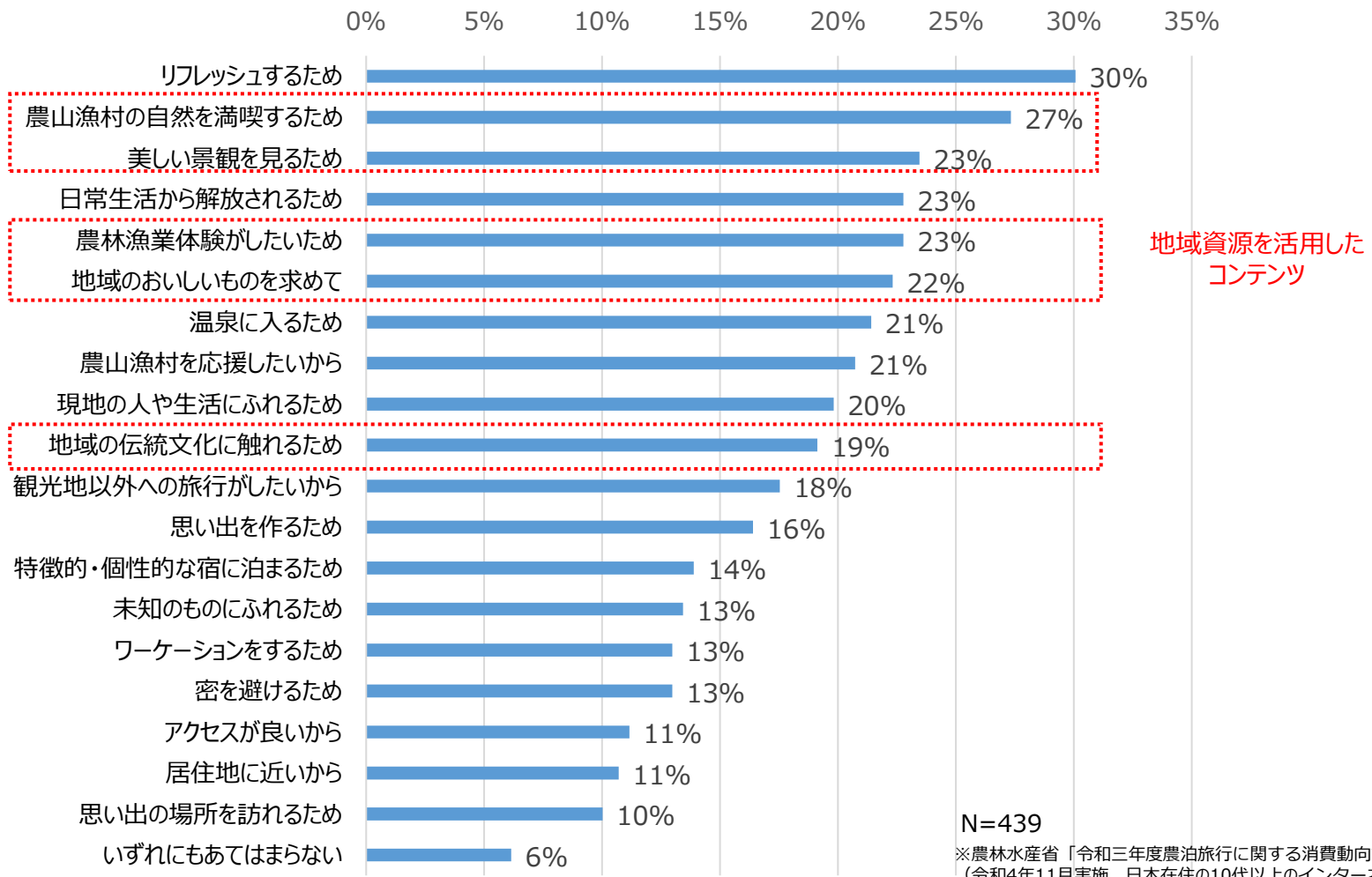
日本語でのOTA登録状況



※ 地域の宿泊施設において、1施設でも外国語パンフレット、外国語案内表示、外国語ホームページを整備している地域数

農泊を経験した人の動機・きっかけ

○令和4年度に実施した農泊を経験した人（男女439人）に対する調査によると、農泊を経験した動機・きっかけは「リフレッシュするため」が30%で最多であった。
 ○「農山漁村の自然を満喫するため」や「美しい景観を見るため」など、農山漁村地域の地域資源を活用したコンテンツを体験するために農泊を経験したいと考えている人もおり、コンテンツの磨き上げにより農山漁村地域の魅力を向上させる事が重要であると考えられる。



N=439

※農林水産省「令和三年度農泊旅行に関する消費動向調査」より
 （令和4年11月実施 日本在住の10代以上のインターネットモニター439人より回答）

令和4年度 コンテンツの充実・人材育成・情報発信の取組について

- 農泊推進対策のうち広域ネットワーク推進事業により、「コンテンツの充実」、「人材育成」、「情報発信」の取組として、専門家派遣、人材育成研修のほか国内外プロモーション等を実施。

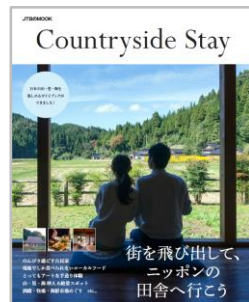
① OTAを活用した消費者向け農泊プロモーション

- OTAサイト及び関連サイトに農泊の特設ページを設置
プライベート、グルメ、体験、海・山の4つをテーマに整理して農泊の旅プランを紹介
- 特設サイトのプロモーション及び消費者データ分析・調査



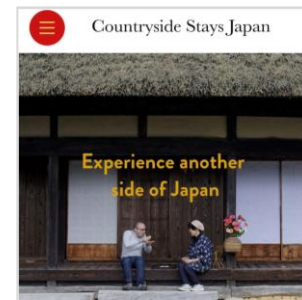
② 農泊需要喚起に向けた情報整備・発信

- 個人旅行者に向けた農泊地域情報収集・整備
- 国内向けの情報発信（農泊ガイドブックの制作）
- 国内ターゲットにあわせたWeb媒体及び雑誌等での記事タイアップ
- 「Countryside Stays Japan」サイト等での海外向け情報発信



← ガイドブック
表紙イメージ

Countryside →
Stays Japan
サイト

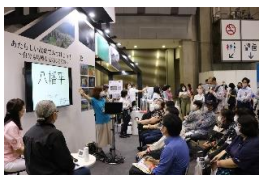


③ 旅行に関する展示会等への出展及び旅行事業者との連携促進

- 農泊地域と旅行会社とのマッチング促進
オンライン商談会を3回実施（7月、12月、2月）
プラットフォーム機能のモデル構築、検証
- ツーリズムEXPO、VJTM等への出展
ツーリズムEXPO（国内最大の旅行展示会）
VJTM（インバウンド向けの商談会）
- 旅行会社等に向けたモニターツアー
国内旅行会社向けのモニターツアー
海外旅行会社向けのオンラインモニターツアー



オンライン商談会の様子



ツーリズムEXPOの様子

④ 経営能力を高度化するための研修・専門家派遣

- テーマ別集中講義
＜設定テーマ＞
A：持続的な事業運営のポイント
B：情報発信・販路確保手法
C：高付加価値なコンテンツづくり
D：地域食材の活用
E：農泊×ワーケーション
F：農泊×SDGs
G：アルベルゴ・ディフーズ：地域分散型ホテル
- テーマ別伴走型支援プログラム
農泊地域の経営能力を高度化すべく、課題に応じて多彩な専門家から地域のニーズにあわせて専門家をマッチング・派遣し年間を通じた伴走型の支援
- 外部人材活用セミナー
地域外の新たな人材を活用するためのノウハウを学ぶためのセミナーを開催

農泊地域 30地域限定募集!!
農泊地域 30地域限定募集!!
専門家による 伴走支援プログラム

※農泊地域30地域限定募集!!
※農泊地域30地域限定募集!!

長期に渡る伴走・実践的な支援により、成果を生み出すプログラム

※農泊地域30地域限定募集!!
※農泊地域30地域限定募集!!

01 年間を通じた支援
02 多彩な専門家
03 選べる7つのテーマ
04 サポート体制

※農泊地域30地域限定募集!!
※農泊地域30地域限定募集!!

農林水産省の起業促進プラットフォーム「INACOME」

- 平成30年秋に農山漁村において地域資源を活用した多様なビジネスの創出を促進するための起業促進プロジェクト「INACOME」(イナカム)を始動。
- 情報交換を通じてビジネスプランの磨き上げや互いに切磋琢磨できる環境を整備するとともに、起業に関する施策の情報発信やビジネスプランコンテスト等を実施。令和4年度は令和5年2月18日にビジネスプランコンテストを開催。
- 令和元年9月末にはオンライン上で起業家や起業支援者が交流できるプラットフォームを開設し、令和4年12月現在の加入者数は約2,100名。
- 令和2年からは、**起業家と地域課題のマッチングプログラム**を実施。

Webプラットフォーム

<https://inacome.jp/>



プラットフォームの概要・機能



プラットフォームの活用事例

事業展開に必要なパートナーを探す場として活用

⇒ 市場分析やデザインを強化したい地域起業家からの相談を受けて、事務局がプラットフォーム加入者から候補者を紹介。その後、事務局、相談者、候補者で合意点を模索。

令和3年度開催のビジコンの様子



(10名のファイナリストによる発表)



(審査の様子)

コミュニティ機能

自分のニーズに合った地域内外のコミュニティに参加して情報交換できる！

メンバー＆支援者検索

全国の同業者や、地域の起業家・支援団体・有識者と繋がることができる！

動画セミナー

起業や事業拡大に役立つセミナーを自宅で受講できる！

事例記事

全国各地の起業・新規事業展開の成功事例を学べる！

イベント案内

経営支援や資金調達支援など様々なイベントの情報が手に入る！

個別相談

起業支援団体の専門家や現役の起業家に経営相談できる！

ご清聴いただき、誠にありがとうございました。

【ご質問などございましたら…】

農林水産省農村振興局地域整備課

活性化支援班 飯島 陽一

E-mail : yoichi_ijima670@maff.go.jp